

お客さま各位

八幡信用金庫

特殊詐欺防止に係るATM取引制限について

日頃は当金庫キャッシュコーナーをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、お客さまをATMに誘導して預金を振り込ませたり出金させようとする「還付金詐欺」「振込め詐欺」等が後を絶ちません。

つきましては、お客さまの被害を防止するため、ATMでのキャッシュカードによる出金等限度額および振込限度額を下記のとおり制限させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 制限内容

(1) 出金・振替、デビットカード利用

新	旧	
	区分	金額
1日 50万円	1回	50万円
	1日	50万円
70歳以上かつ過去1年間に 出金等実績なしの場合は1日10万円	70歳以上かつ過去1年間に 出金等実績なしの場合は1日10万円	

(2) 振込

新	旧	
	区分	金額
1日 100万円	1回	500万円
	1日	1,000万円
65歳以上かつ過去1年間に 振込実績なしの場合は振込不可	70歳以上かつ過去1年間に 振込実績なしの場合は振込不可	

2. 適用開始日

令和3年10月20日（水）

3. その他

キャッシュカードによる出金等限度額および振込限度額の引き上げ等をご希望される場合は、営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

以上